14章　IT・システム開発・クラウド　　第Ⅳ部　類型

契約解除：システム開発の場合

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　どういう場面か：途中でプロジェクトを止めたい

開発が予定どおりに進まず、ユーザが「契約を解除して、別のベンダに頼み直したい」と考える場面です。解除できれば、ベンダはそれ以上作業をしなくてよくなり、ユーザは少なくとも将来の作業の対価を払わなくてよくなります（注1）。すでに行われた作業の対価をどうするかは、別に問題になります（注1）。

この場面の相談は、具体的な紛争の火種になってから来ることがあります（注2）。紛争に発展しそうなときは、早く主要な論点と解決の道筋の見当をつけ、事業部から資料を集め、事業部と一緒に動き方を考える必要があります。裁判が十分に想定されるなら、裁判を任せられる弁護士を早めに見つけて意見を聴いておくことも有用です（注2）。

契約の解除の一般論は、別稿「催告解除と無催告解除：改正民法の枠組み」が扱います。本稿は、システム開発の契約に固有の点に絞ります。

二　何を見るか

まず契約書を取り寄せ、①請負か準委任か、②具体的に何を委託し、成果物は何か、③中途解約や解除の条項があるか、その内容はどうか、④ベンダの債務不履行を問える具体的な条項があるか、を確かめます（注3）。契約書から分からないことは、担当者のメールなど客観的な資料を見ながら、資料から読み取れない部分を埋めるように聴き取ります（注3）。

1　注文者の任意解除権（民法641条）

請負なら、ユーザは、ベンダが仕事を完成させる前であれば、いつでも解除できます。その代わり、ベンダに生じる損害を賠償しなければなりません（民法641条）（注4）。準委任なら、どちらの当事者もいつでも解除できますが、相手方に不利な時期に解除したときや、ユーザ（委任者）が受任者の利益も目的とする委任を解除したときは、やむを得ない事由がない限り、相手方の損害を賠償します（民法651条）（注4）。報酬を得るという利益だけでは、「受任者の利益」に当たりません（民法651条2項2号）（注4）。

これらの解除は、ベンダに落ち度がなくても使えます。ユーザがビジネス上の判断で開発をやめるときの出口です。

2　解除事由の書き方

解除の民法の規定は任意規定なので、契約で異なる定めを置けます。民法と同じ内容でも、事案に即して具体的に書いておけば、紛争のリスクを減らせます（注5）。解除事由は基本契約に書くのが一般的で、無催告解除の事由と催告解除の事由に分けて書くことが多いです（注5）。

書くときに確かめる点は四つあります。一つめは、催告から解除できるまでの日数です。民法541条の「相当の期間」には客観的な基準がないので、日数を書いておくことがあります（注6）。完成した成果物を納品するまでに要する期間を相当の期間とみる考え方によれば、成果物が完成していれば一般的に1〜2週間あれば納品できるので、ユーザから解除する場合の相当の期間は、一般的には1〜2週間ということになります（注7）。

二つめは、違反が軽微な場合の扱いです。民法541条ただし書は任意規定で、契約の解除の規定がこれに触れていないと、ただし書が適用されるかが一義的に明らかになりません（注8）。三つめは、ベンダの帰責事由を解除の要件にするかです。民法では、債務不履行による解除に債務者の帰責事由は要りません（注9）。改正前と同じ書き方のまま帰責事由に触れていなければ、改正後の民法では帰責事由がなくても解除できると解釈されます（注10）。契約の拘束力を強めたい当事者（多くはベンダ）は、帰責事由を要件にするならそう書きます（注11）。

四つめは、他の契約との関係です。一つの契約を解除したとき、他の契約も解除されるのか、影響を受けないのかを書いておきます（注12）。

3　解除時の成果物の扱いと出来高

解除したからといって、それまでの作業がすべて無償になるわけではありません。ベンダは、請負なら民法634条2号、成果完成型の準委任なら民法648条の2第2項が準用する634条2号によりユーザが受ける利益の割合に

応じて、履行割合型の準委任なら民法648条3項によりすでにした履行の割合に応じて、報酬を請求できます（注13）。この部分的な報酬と、任意解除に伴う損害賠償は重なることがあり、先に部分的な報酬を受け取っていれば、同じ額を重ねて損害として請求することはできません（注13）。

民法634条は、すでにした仕事の結果のうち可分な部分の給付によってユーザが利益を受けることを要件にしています。ユーザがベンダの作ったプログラムを使って別のベンダに開発を引き継がせていれば、ベンダは、その利益があるとして、割合に応じた報酬を請求していくことが考えられます（注14）。出来高の考え方は、別稿「仕事が中途終了した場合の出来高請求」が扱います。成果物の引渡しや資料の返還は、別稿「終了時に何を戻すか：関係が悪くなってから決めることになる」が扱います。

4　中途解約と債務不履行解除の使い分け

ユーザが解除の根拠をどちらに置くかで、ユーザが払うものが変わります。債務不履行解除なら、ユーザはベンダの損害を賠償しなくてよく、逆に損害賠償を請求できる余地があります。任意解除なら、請負ではユーザがベンダの損害を賠償し、準委任でも民法651条2項に当たる場合は同じです。

債務不履行解除では、ベンダの帰責事由は要りません（注9）。ただし、債務不履行がユーザの責めに帰すべき事由によるものなら、ユーザは解除できません（民法543条）（注15）。納期の遅れがユーザの協力義務違反によるものだとベンダが反論するのは、この規定を使う場面です（注15）。

納期を過ぎているなら、履行不能による無催告解除より、履行遅滞による催告解除のほうが確実です（注16）。履行不能には社会通念上の履行不能も含まれますが、その認定は比較的厳格です（注17）。基幹システムの開発経験のないベンダが納期を延ばしても完成しなかった事案でも、完成度が約56%まで進んでいたことなどから、およそ完成がありえなかったとはいえないとして、履行不能が否定された例があります（注17）。東京高判令和3年4月21日も、ユーザ側が全部の個別契約の履行不能を主張したのに対し、品質を合理的な期間内に改善できなくなったと認める証拠はないとし、システムが改善を要する点を多数抱えていた原因は双方にあるものの、変更要求を繰り返したユーザ側により大きな原因があるとして、ベンダの帰責事由による履行不能を否定しました（注18）。

納期の前にベンダの債務不履行を理由に解除するなら、履行遅滞は使えないので、履行不能を理由にすることが多くなりますが、認められない可能性があります。そのとき、ユーザの解除が任意解除と解釈されると、ユーザがベンダの損害を賠償することになります（注19）。履行不能を理由にするなら、解除の通知で、任意解除ではなく履行不能による解除であることを明示しておくのが最低限です（注19）。

そもそも納期が合意されていないこともあります。その場合は履行遅滞の前提を欠きます（注20）。後の工程の個別契約がまだ結ばれていなければ、基本契約で定めた納期に法的拘束力がないと解釈される可能性もあります（注21）。納期の合意の有無は、別稿「履行遅滞と納期：その日付は法的な期限か、ビジネス上の目標か」が扱います。

5　多段階契約では個別契約ごとに見る

多段階契約では、個別契約に特別な定めがあるか、個別契約が密接に関連して不可分一体として結ばれたといえる事情がない限り、個別契約ごとに解除を検討します（注22）。

同じ当事者の間の二つ以上の契約でも、目的が相互に密接に関連し、社会通念上、どちらか一方が履行されるだけでは契約の目的が全体として達成されないなら、一方の債務不履行を理由に他方も解除できます（注23）。開発の契約と、そのシステムを動かすハードウェアの売買のように、並行して履行される契約がこれに当たりえます（注24）。

これに対し、前後の関係にある個別契約では、後の工程の不履行を理由に、すでに履行が終わった前の工程の契約まで解除することは、通常は認められません（注25）。多段階契約は、個別契約ごとに成果を検収で確認し、履行の終了を確認してから次の工程の契約を結ぶことを積み重ねていくものなので、すでに目的を終えた前の工程を解除するのは当事者の認識にも合わないからです（注25）。前の工程を解除したいなら、後の工程で表に出た問題の原因が前の工程にないかを調べ、前の工程の契約自体の債務不履行として主張することになります（注25）。

三　直し方

ユーザの側からは、解除事由を無催告と催告に分け、催告の日数を書き、個別契約の解除がほかの契約に及ぶかどうかを書きます。次の条項例は、出典の条項例から3項（期限の利益の喪失）を省き、4項を3項に繰り上げて示します（注26）。

> 第〇条（解除）
> 1　甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
> ①重大な過失又は背信行為があった場合
> ②支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合
> ③手形交換所の取引停止処分を受けた場合
> ④公租公課の滞納処分を受けた場合
> ⑤その他前各号に準ずるような本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
> 2　甲又は乙は、相手方が本契約又は個別契約のいずれかの条項に違反し、当該違反について催告をした後14日以内に相手方の債務不履行が是正されない場合、又は是正される見込みがない場合は、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、当該期間を経過した時における債務の不履行が当該契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
> 3　個別契約の一が解除された場合であっても、当該解除は、本契約及び他の個別契約に影響を及ぼさない。（注26）

2項は、催告の「相当の期間」を14日と決め、民法541条ただし書を外していないことをただし書で明らかにしています（注27）。3項は、個別契約の一つが解除されても基本契約とほかの個別契約は当然には解除されないとする定めで、逆に、個別契約の一つが解除されたら既に履行した全ての契約が解除されると定めることもできます（注27）。ユーザが前の工程の契約まで巻き戻したい事情があるなら、3項を残したまま、どの場合に巻き戻すかを例外として書きます。

任意解除の場面も書いておきます。仕様変更の協議がまとまらないときに、ユーザが遂行分の委託料とベンダの損害を払って残りの部分を解約できる、という定めです（注28）。条項例は、この定めがベンダの債務不履行を理由とするユーザの解除や損害賠償請求を妨げない、とも書き添えています（注28）。そう書いておけば、任意解除と債務不履行解除が混ざりにくくなります。条文は別稿「仕様変更・機能追加の手続：条項だけでなく、現場で使える様式まで用意する」に載せています。

ベンダの側からは、解除の要件にベンダの帰責事由を入れることを求めます。JEITAのモデル契約は、相手方の責めに帰すべき事由による違反に限って催告解除を認めています（注11）。

四　相手方への説明のしかた

ユーザが解除事由の条項を求めるときは、「改正後の民法では、解除にベンダの帰責事由は要らない。民法どおりの内容を、日数と軽微な違反の扱いまで具体的にしておきたい」と言えば足ります。民法と違う内容を求めるものでもなく、民法の規律をはっきりさせるだけだという説明です（注5）。

ベンダが帰責事由を要件に入れたいときは、プロジェクトの頓挫には双方の事情が絡むことを理由に挙げられます。システム開発は共同作業で、遅れの原因がどちらか一方だけにあると言い切れる場面は多くありません（注29）。

個別契約ごとの独立性を入れる説明は、ユーザにとっても利点があります。前の工程で検収した成果物は確定し、次の工程に進むかどうかを工程ごとに選べるからです。

五　どこまで直すか

条項でできることには限りがあります。プロジェクトマネジメント義務の違反が問題になる場面では、契約書の文言より、開発の各工程での具体的なやりとりが決め手になるので、契約書の文言で事後の紛争を防げるとは限りません（注30）。

そのため、条項を直すのと同じくらい、記録を残す仕組みが大事です。大きなシステムほど、ベンダの提案どおりに急いで発注せず、自社の要件を明確にしてから契約し、その事前の協議をRFP（提案依頼書）などの文書にして残しておくと、紛争になったときに頓挫の原因を突き止める助けになります（注31）。開発中のやりとりは、メールや議事録で正確に記録しておきます（注31）。

実際に解除を考える段階では、協議の議事録、文書、メールを集め、提案から中断までの出来事を時系列の表にまとめておくと、交渉にも、外部の弁護士への説明にも使えます（注32）。裁判になったときにベンダのプロジェクトマネジメント義務違反を主張・立証するのが容易でないと見込まれるなら、強硬に解除を主張するより、話し合いで着地点を探し、すでに発生した個別契約の代金を早く精算するよう事業部に勧める場面もあります（注33）。損害賠償を請求するときは、責任を限定する条項があるかどうかを、その有効性と適用範囲も含めて確かめます（注34）。損害賠償と責任制限は、別稿「損害賠償と責任制限：システム開発では何が損害になり、どこで切るか」が扱います。

参考文献等

（注1）吉羽泉＝郎編集代表『条項解説 事例から学ぶシステム開発契約書作成の実務』（日本加除出版、2023）135頁
（注2）松田世理奈＝辛川力太＝柴山吉報＝高岸亘『契約解消の法律実務』（中央経済社、2022）185頁
（注3）前掲注2・200頁
（注4）前掲注1・139～140頁
（注5）前掲注1・145～146頁
（注6）前掲注1・146頁
（注7）前掲注1・137頁
（注8）前掲注1・146～147頁
（注9）前掲注1・136頁
（注10）前掲注1・146頁注25
（注11）前掲注1・147頁
（注12）前掲注1・147頁
（注13）前掲注1・140頁
（注14）前掲注1・98頁
（注15）前掲注1・136頁
（注16）前掲注1・139頁
（注17）前掲注1・139頁
（注18）東京高判令和3年4月21日判タ1491号20頁（平成31年（ネ）第1616号）
（注19）前掲注1・139頁
（注20）前掲注1・104頁
（注21）前掲注2・201頁
（注22）前掲注2・201頁
（注23）最判平成8年11月12日民集50巻10号2673頁（平成8年（オ）第1056号）
（注24）前掲注1・140～142頁
（注25）前掲注1・143頁・145頁
（注26）前掲注1・147～148頁
（注27）前掲注1・148～149頁
（注28）前掲注1・133頁
（注29）前掲注1・111頁
（注30）前掲注2・204頁
（注31）前掲注2・205頁
（注32）前掲注2・203～204頁
（注33）前掲注2・203頁
（注34）前掲注2・204頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/system-kaihatsu-keiyaku-kaijo/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「契約解除：システム開発の場合」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。